

江東区長選挙

掲載している情報は11月20日時点のものです。最新の情報は区選挙特集ホームページをご覧ください。



区選挙特集
ホームページ

前回(令和5年4月23日執行)江東区長選挙の投票率 48.86%



投票日

12月10日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- 平成17年12月11日以前に生まれた方
- 江東区の選挙人名簿に登録されている方(江東区に住民登録の届け出をした日から令和5年12月2日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

住所を異動した方、これから異動する方の投票

- 転入** 他自治体から江東区に転入した方
令和5年9月2日以前に江東区に転入届を出した方で、投票日現在まで引き続き区内に居住している方は投票できます。
- 転出** 江東区外へ転出した方
投票所入場整理券が届いても、投票する日より前に江東区外へ転出した場合は投票できません。
- 転居** 江東区内で住所異動した方
令和5年11月14日以前に転居届を出した方は、新住所地の投票所で投票できます。令和5年11月15日以降に転居届を出した方は、旧住所地の投票所で投票できます。

投票所入場整理券(住民票の世帯ごとにとまとめて郵送します)

- 投票所入場整理券は12月1日(金)頃までに郵送します。お手元に届かなかったり、紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。その場合は投票所(期日前投票所)で係員にお申し出ください。
- 投票日当日の12月10日(日)は入場整理券の表面に記載された投票所以外では投票できません。封筒を速やかに開封し、ご自身の投票所をご確認ください。



「投票所入場整理券」封筒



ご自身の「投票所入場整理券」表面

誤って、ご家族の入場整理券をお持ちにならないようご注意ください。
この地区は、12月10日(日)投票日当日にお越しになる場合の投票所です。



ご自身の「投票所入場整理券」裏面

期日前投票にお越しの場合は、裏面(宣誓書兼請求書欄)への記入が必要になります。ご自宅等で事前にご記入のうえお持ちいただくスムーズに受付ができます。

視覚に障害のある方に点字版・音声版のお知らせ等を郵送します

視覚に障害がある方には点字版または音声版「選挙のお知らせ」や点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。ご希望の方はご連絡ください。※皆様のご近所、お知り合いに該当する方がいましたら、ぜひこのことをお伝えください。

選挙公報を全戸配布します(12月4日(月)以降に順次お届けします)

選挙公報は、掲載順序が選挙の告示日(12月3日(日))午後6時に確定し、その後に印刷を行うため、期日前投票が開始される12月4日(月)より前にはお手元に届けられません。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

12月6日(水)までに届かない場合は選挙管理委員会にご連絡ください。なお、選挙公報は江東区選挙管理委員会のホームページからもご覧になれます。また、期日前投票所や区内公共施設・区内各駅にも備える予定ですので、ご利用ください。

投票所でのお願い

- 混雑緩和のため、一時的に入場を制限する場合があります。
- 投票所内での携帯電話・スマートフォンの使用、カメラ等での撮影はお控えください。
- 投票の秘密や秩序の保持に必要と判断した場合、入場を制限する場合があります。
- 筆記用具の持参を推奨します。ご自身の筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、油性ボールペン)を持参して投票することができます。



当日投票所の変更について

(次の住所にお住まいの方は今年4月の区議会議員選挙・区長選挙と投票所が変更になりますのでご注意ください)

投票区	変更となる方の住所	旧投票所	今回の投票所
第10投票所	福住1・2丁目、佐賀1・2丁目、深川1・2丁目、冬木	明治小学校	深川第二中学校

投票実施に伴う日曜窓口開設日の変更について

☎ 区民課住民記録係 ☎ 3647-3162、FAX 3647-9206

- 江東区役所と豊洲特別出張所は毎月原則第2日曜に日曜窓口を開設していますが、12月10日は選挙投票のため予定を変更し、第4日曜の12月24日に開設します。ご注意ください。